

広報お知らせ版

編集と発行 ● 鶴田町企画観光課 Tel.22-2111 内線 261

給食センターの臨時職員を募集します

《教育委員会》

町では、次のとおり給食センターの臨時職員を募集します。

●雇用期間

平成三十年九月三十日（日）まで

●勤務場所

鶴田町学校給食共同調理所
（給食センター）

●業務内容

ボイラーおよび保管庫管理業務

●勤務時間

町臨時職員規定による

●募集人員

一名

●申込期限

平成三十年五月八日（火）まで

●必要書類

本人の顔写真を添付した履歴書

●問い合わせ・申込先

鶴田町学校給食共同調理所

☎ 22-3171



防災行政無線・登録メール訓練放送のお知らせ

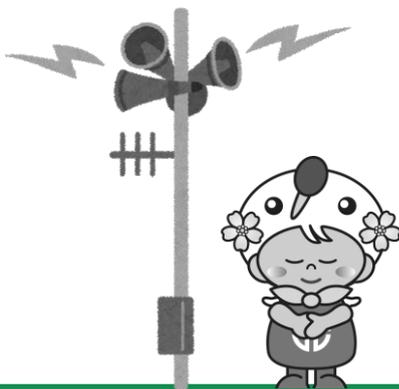
《総務課》

平成三十年五月十六日（水）午前十一時頃（予定）に、防災行政無線や登録制メール（つるりんほっとメール）を使用して、Jアラートの訓練放送がありますので、予めご了承ください。

●問い合わせ先

総務課 人事行政班

（内線271）



**5月31日（木）は
固定資産税1期分、軽自動車
税1期分の納期限です。**

水分を含んだ生ごみは、水気を切って捨てましょう

軽自動車税の 減免申請受付

《税務会計課》

身体障害者などの手帳の交付を受けている方が所有する軽自動車、または障害者などのために生業、通院、通学などで利用する軽自動車の税金は、一定の条件に該当するときは申請をして減免を受けることができます。

●対象者

身体障害者・戦傷病者・愛護・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

●減免となる軽自動車

①身体障害者および戦傷病者が所有する車で、その人が運転するもの

②身体障害者で年齢が十八歳未満の方、精神障害者または知的障害者の方と生計を同じくする方が所有して運転するもの

③身体障害者などが所有する車で身体障害者などのため（身体障害者のみで構成された世帯）常時介護する人が運転するもの

※ただし、一人の障害者などについて一台とします。

●減免申請の手続き

・身体障害者などの手帳および運転免許証（コピー可）

・本人が申請する場合は、申請者の個人番号・法人番号が記載されているもの（マイナンバーカードまたは通知カード。どちらもコピー可）

・代理の方が申請する場合は、本人申請の際に必要な右記一式に加え、代理の方の個人番号・法人番号が記載されているもの（マイナンバーカードまたは通知カード）および運転免許証等本人確認できるもの（どちらもコピー可）

・平成三十年度軽自動車税納税通知書

・②・③に該当する方は生計同一証明書・常時介護証明書

・印鑑

・申請書（用紙は税務会計課にあります）

●申請の時期

軽自動車税納税通知書を受けた日から五月三十一日（木）まで

※障害者などの減免申請は、軽自動車税（町税）か自動車税

（県税）のいずれかに限りませんのでご注意ください。

●問い合わせ先

税務会計課 税務相談班
（内線122）

旧菖蒲川駐在所 の土地をお譲り します

《総務課》

菖蒲川駐在所の廃止に伴い現在不用となっている土地を有償で譲りいたします。

購入を希望される方は左記までお申し込みください。希望者多数の場合は、入札といたします。

●お譲りする土地

所在地 鶴田町大字菖蒲川字
一本柳一五〇番地一

面積 一四六・九八㎡

●申込期限

五月十一日（金）午後五時まで

●問い合わせ・申込先

総務課 財務班
（内線275・276）



ごしょがわら圏域創業相談ルーム

創業をめざす方や事業者の新たな事業展開を促進するため、五所川原圏域定住自立圏の2市4町の広域連携による「ごしょがわら圏域創業相談ルーム」を開設します。

創業・起業支援の専門家「インキュベーション・マネジャー」が構想・企画の段階から創業・起業に至るまで、ご相談に応じます。創業・起業に関心をお持ちの方から、具体的に創業・起業をお考えの方まで、ぜひご利用ください。

●利用料金 無料

●場所 五所川原市民学習情報センター 2階 第2教室
（五所川原市字一ツ谷503-5）

●開設日時 毎週火曜日（第5火曜日除く） 10時～16時

●申込先 五所川原市 経済部 商工労政課
☎35-2111（内線2552・2553）



※ご利用の際は、事前に予約が必要です。

※上記以外の日時でご希望の方は上記商工労政課までお電話にてご連絡ください。

平成30年度町税納期限一覧表

鶴田町

税目 月別	固定資産税	町・県民税	国保税	軽自動車税
平成30年 4月				
5月	1期 (5月31日)			1期 (5月31日)
6月		1期 *(7月2日)		
7月	2期 (7月31日)		1期 (7月31日)	
8月		2期 (8月31日)	2期 (8月31日)	
9月	3期 *(10月1日)		3期 *(10月1日)	
10月		3期 (10月31日)	4期 (10月31日)	
11月	4期 (11月30日)		5期 (11月30日)	
12月		4期 *(1月4日)	6期 *(1月4日)	
平成31年 1月				
2月				
3月				

◎納期限は末日となります(口座振替も同じです)。

*納期限が休日、または金融機関の休業日のときは、その翌営業日が納期限となります。平成30年度では、6月(町・県民税1期)と9月(固定資産税3期、国保税3期)と12月(町・県民税4期、国保税6期)が、その月に該当します。

☆納税相談、分納の手続きなどはお早めに!

☆納期限を忘れて督促を受けないよう心掛けましょう。

(督促を受けると、督促手数料や延滞金が発生します)

問い合わせ先 税務会計課 出納徴収班 (内線123・124)

“ 納税で あなたも参加 まちづくり ”

平成 30 年



町の保健だより



健康保険課 健康長寿班
連絡先 (内線 131~136)

☆平成 30 年度 集団健診申込書は届きましたか

健診の対象者がいる世帯に、4 月 26 日以降に保健協力員を通して、「平成 30 年度 鶴田町 集団健診申込書」をお配りしています。(申込締切：5 月 7 日(月))

＜婦人健診＞ 子宮頸がん・卵巣がん検診、乳がん検診

●7 月 1 日～7 月 3 日、7 月 18 日～7 月 21 日・・・計 7 日間

＜総合健診＞ 特定健診、胃がん検診、大腸がん検診、

肺がん・結核検診、肝炎ウイルス検診

※前立腺がん検診は希望者のみ当日申込

●8 月 19 日～9 月 10 日・・・18 日間

●12 月 2 日～12 月 4 日・・・3 日間

計 21 日間



※詳しくは、申込書と同時配布の「平成 30 年度集団健診のお知らせ」をご覧ください。

◎「特定健診」は、血管を守るための健診で、自分の体の中で今何が起きているのか、血管の変化を知ることができます。また「がん検診」は、年に一度受けることで安心できます。健診を受診して、体からの“声”に耳を傾けましょう！



☆「傾聴サロン」でほっこり、すっきりしませんか

悩みがあるとき、気持ちが沈んでいるとき、誰かに話を聞いてもらいたいときなどありませんか？ 鶴田町傾聴ボランティア養成講座修了生による「つるりんの会」が、あなたのお話をじっくりと聴きます。お話した内容の秘密は厳守します。安心しておいでください。

○日 時：5 月 7 日(月)、21 日(月) 午後 1 時～3 時

○場 所：鶴遊館 栄養指導室



☆からだ すっきり! さっぱり! 健康運動教室のお知らせ

○開催日：5 月 7 日(月)、14 日(月)、17 日(木)、21 日(月)、
24 日(木)、28 日(月)、31 日(木)

○場 所：鶴遊館 (申し込み不要)

*運動できる服装でおいでください。

○時 間：午前 10 時～11 時

お茶、お水、タオルなどをお持ちください。



***** 「傾聴から始まるカウンセリング基礎講座」のお知らせ *****

日頃から人の話を聴く技術を身に付けたいと感じている方、相談活動に従事している方は、この機会にぜひ受講してみませんか。

●日 時 平成 30 年 5 月 26 日(土)～7 月 14 日(土) 毎週土曜日 午後 2 時～4 時

●会 場 ヒロコ 3F 健康ホール

※7 月 7 日(土)のみ弘前市社会福祉センター

●受講料 1 講座 1,000 円

●申込締切 平成 30 年 5 月 19 日(土)

●全 8 回の講座です。相談員を希望される方は 8 回のうち原則 5 回以上の受講が必要です。公開講座形式で、興味のある講座のみ受講することもできます。また当日参加も可能です。



申し込み・お問い合わせ先 NPO 法人あおもりのちの電話
TEL：0172 (38) 4343
FAX：0172 (38) 5355